

広島県告示第九百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和六年広島県告示第二百八十七号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和六年広島県告示第二百八十七号の事業地のうち、東広島市高屋台一丁目、高屋町白市、高屋町小谷、八本松西五丁目、八本松町飯田、八本松南七丁目、八本松町原、西条町西条、西条吉行東一丁目、西条吉行東二丁目、高屋高美が丘一丁目、高屋高美が丘二丁目、高屋高美が丘三丁目、高屋うめの辺、高屋町中島、高屋町杵原、西大沢一丁目、西大沢二丁目、黒瀬檜原北二丁目地内において事業地を変更する